1ページ

◎広報みなと2022年12月号　令和4年12月1日発行　通巻319号

○編集・発行

●大阪市港区役所総務課

●電話　6576-9683

●FAX6572-9511

●郵便番号　552-8510 大阪市港区市岡1-15-25

●twitter

●Facebook　@minatokuyakusyo

○「広報みなと」は50,000部発行し、１部あたりの発行単価（配布費用含む）は約26円です（そのうち約7円を広告収入で賄っています）。 この広報紙は再生紙を使用しています。

○港区の面積：7.86平方キロメートル

○港区の人口：79,510 人（男38,623人 女40,887人）

○港区の世帯数：42,954世帯（2022年11月1日現在推計）

〇港区役所はSDGs((えすでぃーじーず))を推進しています

◎目次

〇安心・安全なまちづくり　歳末警戒実施中！/自分でできる歳末警戒！～安まちアプリの利用を！～/新成人を狙った悪質な商法に注意！

〇マイナンバーカード出張申請窓口開設キャンペーン/お知らせ

〇健康/健康レシピ12月号/子育て

〇講座・イベント/図書館からのお知らせ/くらしの相談

〇特集号　空き家の所有者には管理責任があります/「特定空家等」に対して講ずる措置

〇特集号　もしかしたら空き家を相続しているかも？！/知って得する被相続人居住用家屋等確認書とは…/空家利活用回収補修事業のご案内/各ご相談について

〇特集号　もしかしたら空き家を相続しているかも？！/知って得する被相続人居住用家屋等確認書とは…/空家利活用回収補修事業のご案内/各ご相談について

〇特集号　特殊詐欺被害が増加しています。ご注意を…/港消防署より

〇区長　山口照美のてるてるだより/「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」の参加者募集/ごみ減量ECOフェスタ 第7回「港区ガレージセール」の出店者募集/港区・西区・大正区・浪速区合同「2022第38回みなと人権展」/地域活動×SDGｓ　vol.4/ベーゼンドルファーの世界ピアノリサイタル「冬」

◎安心・安全なまちづくり　歳末警戒実施中！

〇港警察に聞く！歳末警戒中の防犯対策Q＆A

Q　12月は歳末警戒実施中ですが、年末に向けて気をつける点などありますか？

A　年末はお金の引出し、現金を持ち歩くなどの機会が増えます。年金支給日など銀行を利用する際は、ひったくりやスリなどに注意してください。また銀行などで電話をしながら振り込みをしている人を見かけた場合、お声がけするなど防犯にご協力お願いします。

Q　こどもや女性が気をつけるべき点はありますか？

A　こどもは下校時、大通りを通って帰るなど、1人にならないことを意識してほしいです。大人も公園で1人で遊んでいる子がいれば、声をかけるなどして、地域全体でこどもを守ることが大切です。女性は、歩きスマホによる犯罪が増えています。周囲に誰もいない、暗い場所に入っていることに気づかず、犯罪に巻き込まれやすい状況に陥りやすいので注意しましょう。

Q　すぐに取り組める防犯対策などありますか？

A　現在「安まちアプリ」というアプリケーションがあり、お住まいを登録することで、周辺で起きている犯罪を知ることができます。これにより素早い対応、対策がとれるので防犯におすすめです。また痴漢などの突然の犯罪に対して「防犯ブザー」機能があるので、周囲に状況を伝えるのに便利です。

Q　ご年配の方など、特に気をつけてほしいことはありますか？

A　現在特殊詐欺が非常に増えており、被害届けを出していない人も含めると大変な数になっています。不審な電話などがあれば、即答を控えて必ず誰かに相談してください。

〇自分でできる歳末警戒！～安まちアプリの活用を！～

●安まちアプリ

大阪府警から、大阪府内の犯罪発生情報や防犯対策情報などを閲覧できる防犯アプリです。安まちメールを受信したり、防犯マップを確認できるほか、いざという時の痴漢撃退、防犯ブザー機能なども兼ね備えています。

●特徴①

ひったくり情報、不審者情報等の犯罪等の発生情報や防犯対策情報を、タイムリーにお届けします。プッシュ通知する地区や情報種別を選択することができます。

●特徴②

防犯マップで、地域の犯罪等を地図上で確認することができます。

●特徴③

個人やチームで、防犯パトロールに参加できます。防犯パトロールで、大阪府内の自治体のマスコットキャラクターを取得できます。

●特徴④

近くの人に危険を知らせることができます。アプリから110番通報も行えます。

●iPhoneダウンロードはこちらから

●https://apps.apple.com/jp/app/id1545063232

●Androidダウンロードはこちらから

https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.visor.machiyell.osakapolice.production

年末に向けて特殊詐欺被害が増加！！　詳しくは8面をご覧ください。

〇新成人を狙った悪質な商法に注意！

成年年齢が引き下げられたことから、新成人を狙った消費者被害が増加しています。

契約のことで困ったことがあれば、大阪市消費者センターへご相談を。

●<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000493037.html>

2ページ

◎マイナンバーカード出張申請窓口開設キャンペーン

ゆめホーム「ゆめ」かなえる港区民センターをはじめ、市内各所に出張申請窓口を開設しています。事前予約および詳細はWEB予約サイトまたは予約センターでご確認ください。

詳しくはこちら

●https://mynumber-osaka.com/

●取得の流れ

①事前予約（WEBか電話）

②本人確認書類を持って会場へ

③本人確認・写真撮影（無料）など　※所要時間は約20分です

④ご自宅でカードの受け取り

〇マイナンバーカードがあればめっちゃ便利！！

・コンビニで住民票等の証明書が発行できます。（毎日6時30分～23時　メンテナンス日はのぞく）

さらに発行手数料が窓口よりも100円お得！(戸籍証明は除く)

・本人確認書類や、健康保険証にもなります！

〇マイナンバーカードでマイナポイント第2弾！

最大 20,000円分 のマイナポイントがもらえる

マイナンバーカードの申請期限は12月末までとなりますのでお早めに！

●問合せ　大阪市マイナンバーカード出張申請窓口予約センター

●電話　06-4400-1856（9時～20時　※12月29日～1月3日を除く）

●マイナポイントの詳細はこちらから

●https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/

◎お知らせ

〇学校選択制の希望調査結果の公表及び公開抽選等について

お住まいの校区以外の学校を希望された方には、最終希望調査結果を通知します（抽選が実施される場合は、公開抽選の日程等もあわせて通知）。なお希望調査及び抽選の場合の結果は区のHPに掲載します。

●問合せ　窓口サービス課（住民情報）

●電話　6576-9963

●FAX　6576-9991

◎お知らせ

〇12月～2月は「ねずみ防除強調期間」です

ねずみは感染症を媒介するだけでなく、家具や電気コードをかじって経済的に被害を与え、また、寄生しているノミやダニが発疹やかゆみを起こす原因にもなります。防除方法についての相談や捕そカゴ（ねずみ捕り器）の貸出しについて、気軽にご相談ください。

●問合せ　保健福祉課（保健衛生）3階34番

●電話　6576-9973

●FAX　6572-9514

3ページ

◎健康

〇健康通信　2月1日は世界エイズデー！！エイズのこと知っていますか？？

レッドリボンはHIV/エイズに対する理解と支援のシンボルです。

●HIV＝エイズ（AIDS）ではありません！

●HIV

HIVとはヒト免疫不全ウイルスといい、ウイルス自体のことです。人の身体を様々なカビやウイルスから守る細胞（免疫細胞）に感染し、増殖していくことで人の免疫を下げていく働きをします。

●エイズ

免疫が落ち様々な病気（例えば、帯状疱疹や結核、カンジダ症等）を発症した状態をエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と言います。エイズの発症には数年～10年以上かかることがあります。

●大阪市の現状

令和2年では新規HIV感染者は75人、エイズ患者は19人でした。令和元年の年代別割合では、HIV感染者は20代・30代が68％と半数以上、エイズ患者においても20代・30代が50％と半数を占めています。

●どうやって感染するの？

HIVの主な感染経路は「性的感染」「血液感染」「母子感染」で、体液が粘膜に直接触れると感染する可能性があります。咳やくしゃみ、握手、お風呂、食器の共有、吊革や手すり、軽いキスでは感染するわけではありません！

●感染しないために予防しよう！

コンドームを正しく使うことで予防できます！！コンドームを使って相手の体液が自分の性器などの粘膜に直接触れないようにしましょう。

●検査を受けましょう！

大阪市では無料・匿名で検査を北区・中央区・淀川区保健福祉センターとchot CAST((チョットキャスト))で誰でも受診ができます！

※現在HIV・エイズの治療中の方は受検できません。

検査を受けて早期発見し、早期治療につなげていくことがとても大切になります。

●問合せ　保健福祉課（地域保健活動）

●電話　6576-9968

●FAX　6572-9514

◎健康

〇各種健康診査

●場所　区役所2階

●種類　がん検診・骨粗しょう症検診 ※1　乳がん（マンモグラフィ検査）

●要予約

●対象　40歳以上

●費用　1,500円

●日時　令和4年12月15日（木）　18時30分～19時30分　令和5年1月31日（火）　13時30分～14時30分　令和5年2月6日（月）　9時30分～10時30分

●種類　がん検診・骨粗しょう症検診 ※1　大腸がん（免疫便潜血((めんえきべんせんけつ))検査）

●要予約

●対象　40歳以上

●費用　300円

●日時　令和5年1月31日（火）　令和5年2月18日（土）（今年度最終日）　すべて9時30分～10時30分

●種類　がん検診・骨粗しょう症検診 ※1　肺がん（胸部X線検査）（喀痰((かったん))検査）

●要予約

●対象　40歳以上

●費用　無料　※喀痰((かったん))検査は400円

●日時　令和5年1月31日（火）　9時30分～10時30分　令和5年2月18日（土）（今年度最終日）　9時30分～10時30分

●種類　がん検診・骨粗しょう症検診 ※1　骨粗しょう症検診

●要予約

●対象　18歳以上

●費用　無料

●日時　令和4年12月15日（木）　18時30分～19時30分　令和5年1月31日（火）　13時30分～14時30分　令和5年2月6日（月）　9時30分～10時30分

●種類　結核健診

●対象　15歳以上

●費用　無料

●日時　令和4年12月5日（月）　10時～11時　令和5年1月13日（金）　10時～11時

●種類　歯科健康相談

●対象　どなたでも

●費用　無料

●日時　 令和5年1月31日（火）　9時30分～10時30分　令和5年1月31日（火）13時30分～14時30分　令和5年2月6日（月）　9時30分～10時30分

●種類　特定健康診査 ※2

●対象　国民健康保険加入者（40～74歳）　後期高齢者医療制度加入者

●費用　無料　※受診券と保健証が必要

●日時　令和5年1月31日（火）　9時30分～11時　令和5年2月18日（土）（今年度最終日）　9時30分～11時

検診受診にあたり配慮が必要な方は事前にご連絡ください。

※1 がん検診は、取扱医療機関でも受診できます。高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方、生活保護・市民税非課税世帯であることがわかる書類をお持ちの方は費用が無料になりますので、当日ご持参ください。詳しくはお問い合わせください。

※2 特定健診は、取扱医療機関（要予約）でも受診できます。

・令和3年度から区保健福祉センター等での集団による胃がん検診を廃止し、取扱医療機関のみで実施しています。

・令和3年7月から、年度内に50歳・55歳・60歳・65歳・70歳となる男性を対象に前立腺がん検診を取扱医療機関（要予約）で実施しています。

●問合せ　保健福祉課（保健衛生）

●電話　6576-9882

●FAX　6572-9514

◎健康

〇歯周病検診を実施しています

沈黙の病「歯周病」は30歳以上の成人の約80％がかかっていると言われており、健康に大きな影響を及ぼすことがあります。ぜひ検診を受けましょう！

●対象　昭和27年、32年、37年、42年、47年、52年、57年生まれの大阪市民の方

（勤務先等で同程度の検診を受診できる方及び歯科治療中の方は除く）

●内容　問診、口腔内診査（虫歯治療や歯石の除去などの行為は含まれません）

●費用　500円

※生活保護世帯に属する方・市民税非課税世帯の方は無料（証明書の提出が必要）

申込　市内歯周病検診取扱歯科医療機関へ電話予約

●問合せ　保健福祉課（保健衛生）

●電話　6576-9882

●FAX　6572-9514

◎健康

〇減塩みそづくり講習会参加者募集

●申込要

自分で大豆をこねて、みそを手作りしませんか？

●日時　1月26日（木）14時～16時

●場所　区役所2階　栄養指導室

●内容　講話「今日からはじめる減塩生活」

●実習「みそづくり」

●対象　区内在住の方

●持物　マスク、割烹着またはエプロン、手拭き用タオル、ご家庭の味噌汁50mL程度

※希望者にはいつも飲んでいる味噌汁の塩分濃度の測定も行います！

●費用　3,500円（みそ5kg分）

●定員　12名（先着順）

●申込　電話、来庁で（12月5日（月）～12月28日（水）まで）

みそ汁のレシピもプレゼント！

●問合せ　保健福祉課（保健衛生）

●電話　6576-9882

●FAX　6572-9514

●https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000581461.html

◎健康

〇健康レシピ12月号

●かぼちゃのきんぴら風(2人分）

桜栄会((おうえいかい))作成「夫(おっと)！簡単レシピ」よりおすすめレシピを紹介します

●材料（2人分）

●かぼちゃ…1/8個

●豚こま肉…70ｇ

●油…小さじ1

★だしの素…大さじ1弱

★しょうゆ…大さじ1/2

●作り方

①かぼちゃは細切りにし、電子レンジで温める。

②豚こま肉は食べやすい大きさに切る。

③フライパンに油をひき、①と②を炒める。★で味付けをして出来上がり。

お好みで七味をふっても美味しいです。

●協力　港区食生活改善推進員協議会（桜栄会((おうえいかい))）～食育推進のボランティアです～

●問合せ　保健福祉課（保健衛生）

●電話　6576-9882

●FAX　6572-9514

港区のホームページから閲覧できます

●https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000566382.html

◎子育て

小学生・中学生の放課後や長期休業中のあそび場を紹介します！

●各市立小学校実施【児童いきいき放課後事業】

市立小学校を使用して、区内の全児童を対象に平日の放課後や土曜日、長期休業中などに遊びやスポーツの場を提供します。

詳細は、ホームぺージか、各小学校の「いきいき」活動室までお問合わせください。

●https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002464.html

●学校名　市岡小 いきいき活動室

●電話　6571-3948

●学校名　磯路小 いきいき活動室

●電話　6571-5962

●学校名　三先小 いきいき活動室

●電話　6571-5882

●学校名　田中小 いきいき活動室

●電話　6573-5872

●学校名　八幡屋小 いきいき活動室

●電話　6571-0538

●学校名　波除小 いきいき活動室

●電話　6583-7135

●学校名　築港小 いきいき活動室

●電話　6573-0337

●学校名　南市岡小 いきいき活動室

●電話　6583-8687

●学校名　港晴小 いきいき活動室

●電話　6574-9104

●学校名　弁天小 いきいき活動室

●電話　6573-5849

●学校名　池島小 いきいき活動室

●電話　6572-2150

●問合せ　各小学校の「いきいき」活動室

●港区子ども・子育てプラザ実施【児童健全育成事業】

小・中学生を対象に「あそびの広場」を実施しています。

●日時　火～金曜日：放課後から16時45分　土・日・長期休業中：9時30分～12時、13時～16時45分

※児童の安全を考慮し、季節により終了時間を変更します

●申込

●問合せ　港区子ども・子育てプラザ

●電話　FAX　6573-7792

●各放課後児童クラブ実施【留守家庭児童対策事業】

小学校に就学している留守家庭児童を対象に実施しています。

●名称　学童保育所ありんこ

●住所　磯路2-12 UR磯路公園1-114

●電話　6575-9210

●名称　かもめクラブ

●住所　磯路1-6-3

●電話　6573-6068

●名称　アフタースクールKIDSなみよけ

●住所　波除4-4-18

●電話　6583-5230

●問合せ　詳細は各事業所にお問合せください。

◎子育て

〇うぇるかむBaby！プレママ講座

●無料

●申込要

●内容

●陣痛ってどんな感じ？

●マタニティ体操でリラックス♪

●母乳育児の準備・おっぱいケア

●授乳のさせ方やってみよう！

●対象　妊婦の方（パートナーの参加も歓迎）

●日時　12月15日（木）13時開始予定

※次回は1月19日（木）

※15時～15時15分 歯科健診も実施しています。（予約不要）詳細はお問合せください

●場所　区役所2階 集団検診室

●申込　電話で

●問合せ　保健福祉課（地域保健活動）

●電話　6576-9968

●FAX　6572-9514

【各種申し込み時の必要事項】イベント名、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢（学年）、電話番号（FAX番号）、往復ハガキの場合は返信用宛先

4ページ

◎講座・イベント

〇地域生活向上教室

統合失調症を中心とする精神障がい者の方が、自分らしく安定した生活ができることを目的としています。

●内容　ミーティング・ゲーム・料理・生活技能訓練（SST）など

●日時　毎月第2木曜日　9時30分～11時30分

●場所　港区保健福祉センター　2階集団検診室（区役所2階）

●対象　統合失調症を中心とする精神障がい者で定期的に通院している方

●申込　初めての方、見学希望の方は事前にご連絡ください

●問合せ　保健福祉課（地域保健活動）

●電話　6576-9968

●FAX　6572-9514

◎講座・イベント

〇お正月料理教室

●無料

●申込要

日本の伝統料理、おせち料理に挑戦してみませんか？

●日時　12月26日（月）、27日（火）各日14時～16時

●場所　港区役所2階　集団検診室・栄養指導室

●内容　おはなしとクッキング（さつまいものきんとん）

●対象　区内在住の小学生とその保護者

※保護者1人に対して小学生2人まで申し込み可能

●持物　マスク、エプロン、手拭き用タオル

●定員　各日6組（先着順）

●申込　電話、来庁で（12月5日（月）～12月19日（月）まで）

●共催　港区食生活改善推進員協議会（桜栄会((おうえいかい))）

●問合せ　保健福祉課（保健衛生）

●電話　6576-9882

●FAX　6572-9514

◎講座・イベント

〇3年ぶりの開催！第19回みなとこころの講座　～障がい者アーティストによる絵画展も同時開催～

●無料

「高次脳機能障がい」脳卒中や交通事故等で誰にでも起こりうる障がいです。この障がいについてのお話を聞いてみませんか。

●講師　なやクリニック　医師 納谷敦夫氏((なや　あつおし))

●日時　12月17日（土）13時30分～15時（受付開始13時）

●場所　港区役所　5階会議室

●定員　60名

●申込　メールで、①～④をお知らせください。

①お名前、②住所、③連絡先（電話＋メールアドレス）、④手話通訳の要否

※新型コロナ感染拡大状況により、中止または予定を変更する場合があります

●問合せ　港区社会福祉協議会地域支援担当

●メール　o-bo@minatoku-shakyo.com

※電子メールをご利用されない方は、電話　6575-1212でお申し込みください。

●http://www.minatoku-shakyo.com/

◎くらしの相談

〇ご自身や家族の生活にお困りの方へ

①ひとりで悩まないで、まずはご相談を

仕事や生活など、どこに相談していいのか分からない生活課題について、相談支援員が寄り添い、一緒に解決の方法を探します。

②生活保護について

最低限度の生活とともに、その自立を助けることを目的としています。申請手続きなど詳細は下記へご相談ください。

●問合せ　①くらしのサポートコーナー（区役所内2階）

●電話　6576-9897

●FAX　6571-7493

②保健福祉課（生活支援担当）

●電話　6576-9873

●FAX　6571-7493

◎各種相談

〇精神科医による相談

●第2・4木曜 14時～

●無料

●申込要

こころの変調に気づいたら専門家に相談してみませんか？

●問合せ　保健福祉課（地域保健活動）

●電話　6576-9968

●FAX　6572-9514

◎各種相談

〇弁護士による法律相談

●第1～3火曜 13時～17時

●無料

●申込要　当日9時より電話で

●問合せ　総務課（総合政策・公民地域連携）

●電話　6576-9978

●FAX　6572-9511

◎各種相談

〇花と緑の相談

●第2水曜 14時～15時30分

●無料

●問合せ　建設局 八幡屋公園事務所

●電話　6571-0552

●FAX　6572-1663

5ページ

◎今月の特集　空き家・歳末警戒特集

〇空き家の所有者には管理責任があります

空き家が適切に管理されず、長期間放置されると、老朽化が進み、地域の「問題」の原因が発生します。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する責務が定められています。

●隣の家に損害を与えてしまう

●ご近所さんも大迷惑！

●ゴミが捨てられて不衛生で、放火の危険も

●樹木や雑草が伸び放題で見苦しい

●交通（通行）のさまたげにも

●剥がれた瓦や壁が落下し、被害を与える

〇空き家を放っておくと様々なリスクがあります！

多額な費用（民事訴訟・損害賠償請求費など）が発生する可能性が!

空き家の管理不全が原因で、通行人の死亡事故やケガ、隣家に建物被害が発生した場合、空き家所有者は民法第717条による損害賠償責任を負う可能性があります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある特定空家等の所有者に対して、市町村長は必要な措置を講ずることができます。

〇特定空家等とは

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家

②著しく衛生上有害となるおそれのある空き家

③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている空き家

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家

〇「特定空家等」に対して講ずる措置

①情報提供・助言等（法第12条）

空家等の適切な管理に必要な情報提供、助言をします。

②助言・指導（法第14条第1項）

空家等の適切な管理に必要な措置を取るよう助言または指導をします。

③勧告（法第14条第2項）

指導を受けて改善されない場合、固定資産税の住宅用地の特例から除外となります。

「勧告」されると、住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例の適用を受けている場合、特例の対象から除外されます。

●住宅用地の特例率

●住宅用地の区分　小規模住宅用地（200平方メートル以下の部分）　固定資産税　1/6に減額　都市計画税　1/3に減額

●住宅用地の区分　一般住宅用地（200平方メートルを越える部分）　固定資産税　1/3に減額　都市計画税　2/3に減額

●勧告を受けた場合

対象から除外固定資産税が上がります

④命令（法第14条第3項）

命令に違反した場合、50万円以下の過料に処されることがあります。

⑤行政代執行（法第14条第9項）

命令が履行されない場合、市が代執行することがあります。また、その際の費用は所有者から撤収します。

「勧告」されても適切な対応がされない場合、命令、行政代執行と進んでいく場合があります！

行政代執行は、所有者の代わりに行政が措置を行いますので、要した費用については、所有者の全額負担となります。

「特定空家等」に認定されないように、空き家の適切な管理をお願いします。

「特定空家等」にしない、させないためには、次のページへ

6-7ページ

◎今月の特集　空き家・歳末警戒特集

〇もしかしたら空き家を相続しているかも？！

●空き家の多くは、相続が原因で発生します

居住者の移転や相続等により空き家になることや、今は空き家を所有していない人も、今後所有者になる可能性があり、空き家になる前から住んでいる家をどうするか、権利関係の確認、現状に合わせた登記の変更、相続などの対策を早めに準備しておくことが大切です。

●相続の順位（法定相続人）について

遺産相続は遺言書がある場合には、その内容が優先されますが、遺言書がない場合などは、民法に定められた相続の順位となります。

例えば、被相続人に配偶者及び子がいる場合、被相続人の配偶者と第1順位である子、またはその孫・ひ孫が相続人となります。この場合に、子も、孫・ひ孫もいないときには、被相続人の配偶者と第2順位である父母・祖父母等が相続人となります。そして、子、孫・ひ孫、父母・祖父母等もいないときには、被相続人の配偶者と第3順位である兄弟姉妹または甥・姪が相続人になります。

●常に相続人

●被相続人

●配偶者

●第1順位　直系卑属

●子　養子・認知された非嫡出子、胎児も含む

●孫　子が既に死亡している場合相続人になる

●第2順位　直系尊属

父母が既に死亡している場合相続人になる

●祖父母　父

●祖父母　母

●第3順位　傍系尊属

●兄弟　姉妹

●甥　姪

兄弟姉妹が既に死亡している場合相続人になる

〇相続により空き家を所有することになったら

空き家は、相続してそのままの場合があり、いざ売却や賃貸にまわすにしても相続登記（不動産の名義変更）をしないとできません。権利関係を整理し、誰が所有して、どのように管理すべきなのか、明確にしておくことが大切です。

●専門家への相談

相続人同士の権利問題や名義変更手続きなど、必要に応じて弁護士、司法書士、不動産会社など専門家に相談しましょう。

●登記の確認

登記簿上、現在の所有者が誰になっているのか確認しましょう。そのまま放置し、新たな相続が発生すると権利関係が複雑化し、整理するのに多大な労力・時間がかかります。

●相続した際に相続登記を行う

相続が発生した際には、どのように相続するのかを話し合い、相続が確定したら、きちんと登記を済ませましょう。

〇知って得する　被相続人居住用家屋等確認書とは…

被相続人のお住まい（空き家）を相続した相続人が、家屋（耐震リフォーム済）付き、または取壊しをした後に敷地を譲渡した場合には、その譲渡所得の金額から3,000万円までが特別控除されます。

〇3,000万円特別控除の条件について

①相続発生日（死亡日）から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。

②令和5年12月31日までに譲渡すること。

③被相続人が相続直前まで１人で居住していたこと。※

④区分所有建築物でないこと。

⑤相続発生以降、事業や貸付け、居住に使用していないこと。

⑥昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。

⑦譲渡価格が1億円以下であること。

⑧家屋を譲渡する場合、現行の耐震基準に適合すること。

※一定の要件を満たせば、被相続人が老人ホーム等に入所していた場合も対象となります。

〇注意

申請の手続きは、原則窓口での対応になります。相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人毎に各々申請書を作成する必要があります。対象の物件が相続時に空き家であったこと等を確認し、書類を発行しております。その他、特例措置の適用や確定申告の際に必要となる書類については、税務署にお問い合わせください。

申請書及び必要書類についてはこちらをCHECK!

●http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000406808.html

〇制度のイメージ

④被相続人が住んでいた家屋とその敷地

③相続

⑤⑥⑧空き家

耐震リフォーム（耐震性がある場合は不要）

①②⑦譲渡

空家の譲渡所得　3,000万円特別控除

④被相続人が住んでいた家屋とその敷地

③相続

⑤⑥⑧空き家

取壊し

更地

譲渡

空家の譲渡所得　3,000万円特別控除

〇空き家の利活用を応援します！空家利活用改修補助事業のご案内

空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する用途への改修にかかる費用等の一部を補助します。

＜補助を受けていただくための主な要件＞

●既に耐震性を有していること、又は改修により一定の耐震性を確保すること

●市内にある平成12年5月31日以前に建築された戸建住宅または長屋建住宅であること

●不動産市場に賃貸用または売却用として流通しておらず、3ヶ月以上空家であること

●利活用事例として、大阪市が情報発信することに了承できること

●売却を前提としたものでないこと…など

※改修工事の補助を受けるためには、一定の耐震性の確保が必要です。

補助を受けていただくための各要件等があります。

詳しくは「空家利活用改修補助」のホームページをご覧ください。

●https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000470652.html

今年度締切について

●インスペクション／耐震診断／耐震改修設計…令和4年12月28日（水）

●耐震改修工事／性能向上に資する改修工事／地域まちづくりに資する改修工事…令和4年12月15日（木）

●問合せ　都市整備局　耐震・密集市街地整備受付窓口（大阪市立住まい情報センター4階）

●電話　6882-7053

●FAX　6882-0877

●開館時間：平日・土曜 9:00～19:00　日・祝日 10:00～17:00

●休館日：火曜（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（日・月曜の場合を除く）、年末年始

●港区役所総務課（総合政策・公民地域連携）

●電話　6576-9907

●FAX　6572-9511

〇各ご相談について

空き家の相続や法律問題などの専門的な相談内容については、下記の専門相談窓口にご相談ください。

【空家専門相談窓口】

●相談の専門分野　相続・権利関係

●問合せ　大阪司法書士会（司法書士総合相談センター）

●電話　6943-6099

●相談の専門分野　空家・財産管理等（関連する相続・成年後見などの法律問題も含む）

●問合せ　大阪弁護士会（空家・財産管理人無料電話相談受付窓口）

●電話　6364-5500

●相談の専門分野　所在調査・相続手続

●問合せ　大阪府行政書士会

●電話　6943-7501

●相談の専門分野　税務一般

●問合せ　近畿税理士会（もしもし税金相談室）

●電話050-8880-0033

●相談の専門分野　土地境界

●HPはこちら

●https://www.chosashi-osaka.jp

●問合せ　大阪土地家屋調査士会

●面談のみ

●相談の専門分野　既存住宅保険

●問合せ　（一財）大阪住宅センター

●電話　6253-0239

【その他の相談窓口】

●相談の内容　大阪市から借りている土地に関する相談（賃借人の死亡に伴う名義書換の手続きなど）

●問合せ　大阪市契約管財局管財課 賃貸グループ

●電話　6484-5112

●電話相談の内容　住まいに関する相談（住まいを借りるときや購入する際の質問、建築、リフォームなど）

●問合せ　大阪市立住まい情報センター

●電話6242-1177（専門家相談は要予約）

●相談の内容　空き家の管理（空き家の植木剪定、除草・建物周辺の清掃などの依頼）

●問合せ　大阪市シルバー人材センター（西部支部）

●電話　6543-7011

●相談の内容　大阪府住宅リフォームマイスター制度（大阪府が指定した「マイスター登録団体」から安心して住宅リフォームができる事業者を紹介する制度）

●問合せ　大阪府都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ

●電話　6210-9717

●FAX　6210-9714

●相談の内容　港区役所における空家相談窓口

詳しくはこちら

●https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000468436.html

●問合せ　協働まちづくり推進課（安全・安心）

●電話　6576-9743

8ページ

◎今月の特集　空き家・歳末警戒特集

〇特殊詐欺被害が増加しています。ご注意を…

「特殊詐欺」とは「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」、「キャッシュカード詐欺盗」などの10種類の手口を総称したもので、現金やキャッシュカードなどをだまし取る犯罪です。

●CASE.1

●区役所職員、警察官、銀行員を装って

●詐欺師　区役所職員ですが、払いすぎた保険料、医療費を返金します

●区役所　行政機関等が電話でATMの操作を指示することは絶対にありません！

●CASE.2

●キャッシュカードや暗証番号をだましとる

●詐欺師　銀行協会ですが、預金を守るために手続きをするのでキャッシュカードと暗証番号が必要です

●警察　銀行協会の職員などが、キャッシュカードを預かったり、暗証番号を開いたりすることは、絶対にありません！

もし電話でお金の話があれば、詐欺の疑いかも…

〇大阪府下では還付金詐欺が増加！

①大阪府下の状況

●令和4年1～8月

●件数 1,222

●被害金額 約18億9,763万円

●令和3年1～8月

●件数 964

●被害金額 約16億215万円

●増減　件数（＋258件）　被害金額（＋約2億9,548万円）

令和4年1～8月の被害件数において、還付金詐欺は半数弱を占めており、件数539件、被害金額約5億9,016万円の被害を認知しています。また、還付金詐欺については、1～8月の昨年比で件数31件、被害金額約6,496万円（件数1.06倍、金額1.12倍）の増加となっており危機的状況です。

②港区の状況

●令和4年1～8月　件数 11

●令和3年1～8月　件数 3

●増減　件数（＋8）

港区においては、令和4年1～8月の昨年比は、発生件数、被害金額ともに増加しています。また、予兆電話いわゆるアポ電も増加傾向です。

③防犯機能付電話機の紹介

オレオレ詐欺などの特殊詐欺を未然に防止するには、不審な電話に出ないことが一番です。悪徳商法やイタズラ電話も防止できます。特に、電話をかけてくる詐欺の犯人は、証拠が残る録音を嫌がります。全国防犯協会連合会が推奨している防犯機能付電話機は次のとおりです。

●防犯機能付電話機　自動録音拒否や自動録音など、様々な機能が付いた電話機

●自動録音機　コール前に、「通話内容を録音します」などと警告アナウンス

●自動着信拒否機　迷惑電話番号を自動で判別して、着信を拒否

※販売については、家電量販店やインターネットでお調べ下さい

また、ある特殊詐欺対策機器に関するアンケートによると、自動通話録音機設置により、約9割の方がオレオレ詐欺などの不審電話がなくなったと回答しています。

〇特殊詐欺にあわない予防策

●通話内容を録音したり、知らない番号や非通知の電話には出ないようにしましょう

●在宅中でも留守番電話の活用や番号表示サービスを利用しましょう

●家族や親族の間で、お互いを確認するための合い言葉を決めておきましょう

●不審な電話があればすぐに家族や警察に相談しましょう

●問合せ　港警察署

●電話　6574-1234

●港消防署より

区民の皆さんが安心して新しい年を迎えられるように、港消防署、水上消防署は力を合わせ、港区民の皆様の安全を守ります！近年、火災による死者の多くは高齢者で、そのほとんどが住宅で発生しています。火災を発生させないために、次の点に注意しましょう。

●寝たばこはしない。

●吸い殻は完全に消火する。

●調理中など火気の使用時はその場を離れない。

●ストーブをつけたまま寝ない。

●住宅用火災警報器を設置する。

大阪市消防局では、様々な情報発信のツールとして公式SNSを活用しています。

●Facebook

●https://m.facebook.com/OMFD.119/?locale=ja\_JP&\_rdr

●Instagram

●https://www.instagram.com/omfd.119/

●Twitter

●https://twitter.com/Osaka\_Fire\_Dept

●YouTube

●https://www.youtube.com/channel/UCAzSx8VnSkmBhv9R7ra50hg

12ページ

◎区長 山口照美((やまぐちてるみ))のてるてるだより

せっかく落ち着いていたコロナですが、また感染者数が増えてきています。ぜひ年内に3回目、4回目と接種券の届いている方はぜひコロナワクチンの接種をご検討ください。そして、「手洗い・マスク・換気」の基本の感染対策をよろしくお願いいたします。

もう一つお願いです。マイナポイントをもらうには、「12月末までのマイナンバーカードの交付申請」が必要です（マイナポイントの申し込みは、手元にマイナンバーカードが来てからです。来年の2月末まで受け付けています）。身近でまだマイナンバーカードを取得されていないという方がいれば、区内の出張申請窓口や携帯ショップでも受け付けていますので、申請をお願いします！

さて、今月号の特集は「空き家対策」です。港区は人口減少が続いていますが、その対策として「子育て世代向けの住居の確保」が必要です。区役所としては未利用地の活用に取り組みますが、現在、区内に空き家をお持ちの方は早めのご相談をお願いします。

住宅を増やしながら、子育てしやすいまち・港区をしっかりPRしていきます。

「港区文化のつどいが3年ぶりに開催されました！文化でつながるまち、いいですね。」

◎港区・西区・大正区・浪速区合同「2022第38回 みなと人権展」

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特設ホームページとタブロイド紙（新聞型冊子）による「人権展」を実施します。

●テーマ　SDGｓ ～多様な人々がともに生きる／未来と世界にひらくまち～

●内容　さまざまな人権課題にかかわる啓発記事や動画、タブロイド紙にあるぬり絵をSNS投稿する参加型の企画など、子どもから高齢者まで幅広く、人権に関する理解を深めていただける内容です。

また、港区内の小・中学校の児童・生徒から募集した人権啓発ポスター・標語も掲載しています。くわしくは、タブロイド紙または特設ホームページをご覧ください。

●期間　12月1日（木）～1月31日（火）の間、特設ホームページを開設。

●問合せ　協働まちづくり推進課（教育・人権啓発）

●電話　6576-9975

●FAX　6572-9512

●https://www.3710jinkenten.info/

◎地域活動×SDGs　vol.4

〇高齢者食事サービス

地域活動協議会では「高齢者食事サービス」を行っており、コロナ禍の中、地域の会館内で会食していたものを配食に切り替えて実施。継続した活動が地域の高齢者の見守りにつながっています。

●問合せ　港区役所5階51番窓口 協働まちづくり推進課（市民活動推進）

●電話　6576-9884

●FAX　6572-9512

●メール　tg0002＠city.osaka.lg.jp

【市の制度や手続き・市のイベント情報に関するご案内】

●大阪市総合コールセンター（なにわコール）（8時～21時 年中無休）

●電話　4301-7285

●FAX　6373-3302

※区役所では、毎週金曜は19時まで、毎月第4日曜は9時から17時30分まで、一部の業務を行っています。お問い合わせは

●総務課（総務・人材育成）

●電話　6576-9625

●FAX　6572-9511